

患者安全管理委員会規程

（設置）

第1条 有害事象の分析結果に基づき、改善の方向性を審議するため、患者安全管理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（構成員）

第2条 委員会は、院長、副院長、看護部長、事務部長、医療安全推進室長、医療安全推進室副室長、医療安全管理者、薬剤部長、放射線技術課長、医療機器技術課長、外部委員をもって構成し、院長が委員長にあたる。

- 2 外部委員は、法律の専門家として弁護士とする。
- 3 委員長が必要と認めた場合、委員以外の職員を臨時加えることができる。
- 4 委員長が不在の場合、予め委員長が指名した副委員長がその任を代行する。

（会議）

第3条 委員会は、毎月第2・4木曜日事故判定組織対応委員会の後に開催する。

- 2 緊急性の高い事案は、その都度、委員長が委員会を招集して検討する。
- 3 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 4 委員長が必要と認めた場合、委員以外の職員から聴取することができる。

（事務局）

第4条 委員会の事務局は、医療安全推進室がこれにあたる。

（会議録）

第5条 委員会に会議録を備え、概ね次の事項を記録、保存する。

- (1) 会議の日時・場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事要約
- (4) その他

改定履歴

版数	改定年月	改定内容	担当部署
1.0	2023年4月	新規制定	医療安全推進課
1.1	2024年7月	委員から院長補佐を除いた	
1.2	2025年7月	木曜日開催変更等	

※版数は新規制定を第1.0版とし、改定が発生した際は第1.1版とする。